

離島（佐渡島・粟島・飛島）における再生可能エネルギー発電設備の連系について

平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行以降、当社管内においては、太陽光や風力など再生可能エネルギー発電設備の導入拡大が進んでおります。

しかしながら、離島につきましては系統規模が小さいことから、島内の安定供給を保つためには、天候等気象条件により出力が変動する再生可能エネルギー発電設備の連系には限界があります。

つきましては、佐渡島・粟島・飛島の各離島において、再生可能エネルギー発電設備の連系をお考えの場合には、下記についてご留意くださいますようお願いいたします。なお、検討の結果、連系にあたり蓄電池設置等の対策を実施していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

当社は、引き続き再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。離島につきましては、現状へのご理解とご協力をお願いいたします。

《離島^{※1}における再生可能エネルギー発電設備の連系に関する留意事項》

島名	連系検討について
佐渡島	系統連系に係る当社への申込み（事前相談、接続検討《系統アクセス検討》、系統連系申込み）において、個別に検討、協議させていただきます。
粟島	島の系統規模が小さいことから、新たな連系に余裕がない状況です。 新たに発電設備の連系 ^{※2} をお考えの場合、当社にご相談ください。
飛島	島の系統規模が極めて小さいことから、新たな連系は難しい状況です。 新たに発電設備の連系 ^{※2} をお考えの場合、当社にご相談ください。

※1 離島は、現時点において指定電気事業者制度の対象外であり太陽光または風力発電設備の出力制御は年間360時間または720時間以内となる見通しです。

なお、出力制御の頻度が上記を超過する見通しとなった場合の取扱いについては、別途協議をさせていただきます。

※2 家庭用などの低圧連系を含みます。

以上